様式第１号別紙１

誓　約　書

鯖江市長　殿

　鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金の交付申請をするに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱第９条に定める報告および立入調査について福井県および鯖江市から求められた場合には、それに応じます。

２　鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱第５条に定める条件に該当しない事由が発生した場合は、速やかにその旨を市長に報告し、鯖江市から鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金の返還請求があった場合は次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を返還します。

（１）虚偽の申請等をした場合：全額

（２）地方就職支援金の申請日、転入日、または要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から３年未満に本市から転出した場合：全額

（３）地方就職支援金の申請日から１年以内に就業（予定）証明書に記載の就職先への就職を行わなかった場合：全額

（４）地方就職支援金の申請日から１年以内に本市への転入を行わなかった場合：全額（ただし、申請時に既に鯖江市に住所を有している場合を除く）

（５）地方就職支援金の要件を満たす就職先を、就職開始日から１年以内に退職した場合：全額（ただし、退職した日から起算して３月が経過する日の前日までの間に鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱第5条第１項第２号アからエに該当する県内の別の企業に就職する場合は、この限りではない。）

（６）その他市長が不適当と認めた場合：全額

（７）地方就職支援金の申請日、転入日、または要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から３年以上５年以内の間に本市から転出した場合：半額

年　　　月　　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞